

補助対象要件のよくある質問Q & A

Q.1 婚姻届の提出前に住んでいる賃貸住宅は対象になるか？

A 平成 23 年 4 月 1 日以降に賃貸借契約を行い入居したものであれば対象となります。また、更新契約についても平成 23 年 4 月 1 日以降に契約したものであれば同様に対象となります。

Q.2 婚姻届を提出してから 1 年以内に手続きが必要か？

A 婚姻届を提出されてから 1 年以内に申込みがあったものが補助対象となりますので、補助対象要件を満たした時点で、早めに申込みしてください。

Q.3 再婚でも申込できますか？

A 補助対象要件に該当していれば申込みできます。ただし、夫婦どちらか一方、又はその両方が以前に補助を受けていた場合は、対象となりません。

Q.4 外国人でも補助は受けられますか？

A かほく市の住民基本台帳に登録をされていれば対象となります。

Q.5 新婚さん住まい応援事業補助金の補助対象世帯は、夫婦ともに 40 歳未満になっていますが、補助を受けている途中で 40 歳を超えた場合はどうなりますか？

A 婚姻届出日現在で夫婦とも 40 歳未満であれば、補助期間中に 40 歳を超えても引き続き補助を受けていただけます。

Q.6 市外からの転入かどうかはどの時点で判断するのか？

A 婚姻届提出日以降に居住した賃貸住宅の所在地の前住所で判断します。

Q.7 民間賃貸住宅のうち補助対象とならない賃貸住宅はありますか？

A 社宅、官舎または寮等の事業主から貸与を受けた住宅、申請者以外が締結した賃貸借契約に基づく住宅、夫婦の親族が所有または居住する住宅などは対象となりません。

Q.8 一戸建ての賃貸住宅に入居しても補助は受けられますか？

A 貸主が別の住所に住んでいて、貸主と賃貸借契約を締結し家賃を支払っていれば補助対象となります。

Q.9 特定公共賃貸住宅とはどんな住宅ですか？

A 市営住宅のうち中堅所得者等を対象としたもので、入居には所得などの条件があります。詳しくは、かほく市役所産業建設部都市建設課までお問い合わせください。

Q.10 会社からの住宅手当は公的制度による家賃補助になりますか？

A ありません。勤務先以外の公共機関から受ける補助で、「生活保護」による住宅扶助や「住宅手当緊急特別措置事業」による住宅手当などが公的制度による家賃補助になります。

Q.11 補助期間の途中で引越した場合、補助金はどうなりますか？

A 市内の民間賃貸住宅または特定公共賃貸住宅に引越した場合は、継続して補助金の対象となりますので速やかにご連絡願います。変更届出書を提出していただきます。

補助対象住宅以外へ引越した場合は、交付申込みの翌月 1 日から起算して 1 年後若しくは 2 年後現在で補助対象要件を満たしていないので交付決定は取り消しとなり補助金（該当分全額）は支給されません。

Q.12 出産のため一時的に実家に帰る場合、補助金はどうなりますか？

A 妻が出産のため一時的に転居または転出した場合は、継続して補助金の対象となりますが、単身赴任等により夫婦の一方または両方が転居または転出した場合は、補助対象要件を満たさないため補助金は支給されません。

Q.13 いつ、子どもが生まれた場合に補助期間延長の対象となりますか？

A 補助金受給期間内にお子様生まれた場合に補助期間を 1 年間延長することができます。交付申込みの翌月から 2 4 ヶ月目の月末までに生まれた場合に対象となります。

Q.14 かほく市に転入しパートナーシップの宣誓をしました。対象となりますか？

A 令和 5 年 12 月 10 日から対象となります。交付申込時にパートナーシップ宣誓書受領書を添付してください。年齢については、パートナーシップ宣誓日現在でパートナーのいずれも 40 歳未満であることが条件となります。

申請手続き時のよくある質問 Q & A

Q.1 申込みの用紙はどこで配布していますか？

A かほく市役所地域政策部企画振興課で配布しています。
かほく市のホームページからもダウンロードできます。

Q.2 交付申込書、交付申請書は郵送で受付してもらえますか？

A 郵送で受付します。
ただし、記載内容に誤りがある場合や添付書類が不足している場合などは、かほく市役所地域政策部企画振興課まで来庁していただくこととなりますので、申込書に日中連絡が取れる電話番号の記入をお願いします。

Q.3 交付申請書や補助金の請求の提出はいつ行えばよいか？

A 交付申込みをした月の翌月 1 日から起算して 1 年後または補助期間終了月に郵送で書類提出のご案内をいたしますので、速やかに提出してください。

Q.4 提出期限を過ぎた場合は無効になりますか？

A 郵送した書類提出のご案内の中に提出期限が記載されております。その期日までに提出されなければ家賃補助の必要がないとみなされ、補助金の交付決定はできないこととなります。都合等により提出期限までに提出できない場合は、事前にかほく市役所地域政策部企画振興課までご相談ください。

Q.5 交付申請の手続きが完了したら通知があるのでしょうか？

A 審査の結果、補助金交付が決定した方には「補助金交付決定通知書」を送付します。

Q.6 住民票は原本でなければいけないのでしょうか？ また、同居者全員が必要ですか？

A 世帯全員の「続柄」記載のある住民票の写しの原本が必要です。

Q.7 補助金はどの口座に振り込まれますか？

A 請求書に記載された申請者名義の口座に振り込みます。

Q.8 補助金はいつ振り込まれますか？

A 交付申請の翌月中若しくは翌々月中に 1 年分を一括して支給します。なお、具体的な支給日（予定）については別途郵送で通知します。

Q.9 申請者は夫婦のどちらになるのか？

A 夫婦のうち賃貸借契約の契約者が申請者になります。

Q.10 補助期間の延長手続きはいつ行なうのか？

A 当初の補助期間となる 2 4 箇月満了後に、補助期間の延長申込みを行ってもらいます。延長申込書については、市役所からご案内する交付申請書一式に同封します。